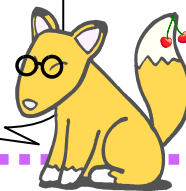




みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震が起こりました。全ての人にとって忘れることのできない一日となったことでしょう。

亡くなられた方々のご冥福と多くの被災地の方々が一刻も早く日常生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。

何もかも失われた時にも、未来だけはまだ残っている (byボブ・ディラン)

3月末で終了・変更する融資の制度があります

3月末で日本政策金融公庫の「セーフティネット貸付」などの特別な融資制度が終了または内容変更され、これまでよりも融資が制限されそうです。

また同時期に信用保証協会の「緊急保証制度」も終了しますが、プロパーの無担保と経営革新の8,000万円枠は今後も継続されます。ただし保証協会の債務負担率は、緊急保証制度のように100%ではなく80%です。

それから金融機関の債務保証が20%となるので、今までより融資が慎重になると考えられます。そして全国の信用保証協会の保証債務の「コゲつき」の増加が問題視されているので、信用保証の審査も厳しくなりそうです。

以上を踏まえすと4月以降は、政策公庫・金融機関・保証協会それぞれの審査のハードルは上る傾向にあると考えられますので、これまでより早めの資金需要の予測と対応にご注意ください。(柳 沢)

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取り扱い。(平成23年3月18日現在の法令等に基づく)

下記の①～④に該当する義援金については、法人の場合は全額損金算入の対象となります。

- ①国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等。
 - ②日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金等で最終的には国又は地方公共団体に拠出されるもの。
 - ③社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」又は「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄付した義援金等。
 - ④①～③以外での義援金のうち、寄付した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの。
- 詳しくは弊社担当者までご連絡下さい。

(北 川)

被災地の方々へ個人で寄附をされた方へ・・・国、地方公共団体、赤十字社などに2,000円以上の寄附をされた方は所得金額から総所得金額の40%相当額を限度として控除を受けることができます。また法人で寄附をした場合についても上記コラムのとおり全額損金とすることができます。詳しくはご相談ください。

(前回のクイズの答え) 5. 住宅借入金等特別控除

